

議第 1 1 2 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を介して所得・課税証明書を交付する場合における当該交付に係る手数料の額を引き下げるものです。

2 改正の背景

呉市では、平成 2 9 年 1 月から、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を介した証明書等の交付（以下「コンビニ交付」といいます。）を実施しています。

この度、コンビニ交付の状況について、コンビニ交付を実施している中核市全 4 7 市（うち税に係る証明については 3 5 市）の状況を調査したところ、コンビニ交付を実施している他市と比較して呉市のコンビニ交付の利用が低調であることが分かりました。

また、コンビニ交付を実施している中核市において、窓口における証明書等の交付手数料よりも低額な交付手数料を設定している市が 2 1 市（うち税に係る証明については 1 7 市）あり、これらの市ではコンビニ交付を利用する割合が高い傾向が見られます。

こうしたことから、コンビニ交付の利用を促進し、窓口業務の業務量の縮減を図るとともに、マイナンバーカードの一層の利用促進を図る観点から、コンビニ交付を行う証明書等に係る交付手数料の額を減額するものです。

【参考】中核市におけるコンビニ交付の実施及び交付手数料の状況について

(1) コンビニ交付実施状況（平成 3 1 年 3 月末現在）

	団体数	割合	うち手数料の減額を実施している団体数	割合
実施済み （うち税に係る証明）	4 7 市 （3 5 市）	8 1 . 0 % （6 0 . 3 %）	2 1 市 （1 7 市）	4 4 . 7 % （4 8 . 6 %）
未実施 （税に係る証明）	1 1 市 （2 3 市）	1 9 . 0 % （3 9 . 7 %）	—	—

(2) 税に係る証明のコンビニ交付における手数料の減額状況（平成 3 1 年 3 月末現在）

窓口交付との差額	団体数（うちコンビニ交付実施後 1 年以上の団体数）	交付総数に占めるコンビニ交付の割合*
1 0 0 円減額	1 3 市（1 2 市）	2 . 5 7 %
5 0 円減額	4 市（ 4 市）	1 . 9 6 %
同額（減額なし）	1 8 市（1 5 市）	2 . 0 6 %

※コンビニ交付実施後 1 年以上の団体で計算

(3) 呉市のコンビニ交付利用状況(平成30年度実績)

証明書の種類	サービス 開始年月	交付総数	うちコンビニ交付	交付総数に占めるコ ンビニ交付の割合
所得・課税 証明書	平成29年 1月	31,407件	190件	0.60%

3 改正の内容

現在コンビニ交付を行っている次の証明書に係る交付手数料について、コンビニ交付を実施している他の中核市を参考に、窓口交付における交付手数料の額から100円を減額した額とします。

対象とする証明書	現 行	改正案
所得・課税証明書(最新年度を含んで5年度分まで)	300円	200円

4 施行期日

令和2年4月1日